

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和2年2月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオンモール利府 北棟・南棟
北棟 宮城郡利府町利府字新屋田前5 外
南棟 宮城郡利府町利府字新中道3丁目1-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 橋本 勝
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）32,128㎡
（変更後）77,913㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
（変更前）1,955台
（変更後）5,035台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）252台
（変更後）916台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
（変更前）385㎡
（変更後）909㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 118 m³

(変更後) 224 m³

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) イオンリテール株式会社 24時間

その他の小売業者(北棟) 午前8時から午後11時まで

(変更後) イオンリテール株式会社 24時間

その他の小売業者(北棟) 午前8時から午後11時まで

核となる小売業者(南棟) 午前8時から午後10時まで

その他の小売業者(南棟) 午前9時から午後10時まで

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 北棟 24時間(屋上駐車場及び建物西側平面駐車場 午後11時から翌午前6時まで利用制限)

(変更後) 北棟 24時間(屋上駐車場及び建物西側平面駐車場 午後11時から翌午前6時まで利用制限)

南棟 午前7時30分から翌午前0時30分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所

(変更後) 13箇所

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 北棟 午前5時から午後9時30分

(変更後) 北棟 午前5時から午後9時30分

南棟 24時間

4 変更の年月日

令和2年10月7日

5 届出年月日

令和2年2月6日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター及び利府町役場

7 縦覧期間

令和2年2月21日から令和2年6月22日まで(ただし, 閉庁日を除く。)

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。